

九州合唱コンクール開催規程

小学生部門

(名 称)

第1条 名称は「第〇〇回九州合唱コンクール小学生部門」とする。

(大会目的)

第2条 全日本合唱コンクール全国大会小学生部門の選考を兼ね、合唱音楽の向上と九州地区の音楽文化発展を目的として、県連から推薦された合唱団が出演し実施する。

(主 催)

第3条 主催は、全日本合唱連盟九州支部・(開催県連)〇〇県合唱連盟・朝日新聞社とする。

(後 援)

第4条 後援は、開催地の自治体及び自治体教育委員会など全日本合唱連盟九州支部で決定したものとする。

(試行期間)

第5条 本大会は2019年度から2027年度までを試行期間として、全日本合唱コンクール小学生部門に伴う様々な問題点を整理・調整する。

(開催期日)

第6条 開催期日は原則として、毎年9月第4週土曜日とし、開催日程は全日本合唱連盟九州支部で決定する。

(開催地)

第7条 開催地は、原則として8県連を持ち回りとし、全日本合唱連盟九州支部の理事会で決定する。

(推薦母体)

第8条 出演団体の推薦母体となる県連は次のとおりとする。

福岡県合唱連盟	佐賀県合唱連盟	長崎県合唱連盟	熊本県合唱連盟
大分県合唱連盟	宮崎県合唱連盟	鹿児島県合唱連盟	沖縄県合唱連盟

(審査員)

第9条 審査員は九州支部各県合唱連盟と朝日新聞社から推薦された候補者の中から、計9名をもって構成する。

2 出演人数・出演資格

(出演人数)

第10条 出演人数は6名以上とする。

- (1) 支部大会の出演人数は、県大会の申し込み人数の10%の増員まで認める。
県大会の最大申込人数が40名未満の場合は4名の増員まで認める。
- (2) 出演人数に指揮者、伴奏者、独唱者は含まない。ただし指揮者、伴奏者、独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は、出演人数に加えるものとする。

(出演の資格)

第11条 出演合唱団の資格は次のとおりとする。

- (1) 出演合唱団は、全日本合唱連盟に所属する各県地区合唱連盟に加盟している合唱団であること。
また、未加盟の場合は各県の代表として理事長の推薦を受けた合唱団であること。
- (2) ①小学校合唱団・クラブ・有志等で編成された合唱団。
②地域クラブ・少年少女合唱団の小学生年次のみで編成された合唱団。
③複数の小学校に在籍する児童で編成する合同合唱団。(合同の団体数・各団体の人数は問わない)
- (3) 同一児童の複数出演ができる。

(指揮者・伴奏者)

第12条 指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。ただし指揮者・伴奏者については、当該校長が認めたものに限る。また指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は、第11条の出演資格を満たさなければならない。

3 演奏曲及び演奏時間

(演奏曲)

第13条 演奏曲は次のとおりとする。

- (1) 出演団体は、自由曲を全員で演奏して審査を受けるものとする。
- (2) 自由曲の曲目・曲数に制限は設けない。

(演奏時間)

第14条 演奏時間は、自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて7分00秒以内とする。

4 県連代表

(県連から九州大会に推薦できる合唱団体数)

第15条 原則として、8月第1日曜日までに各県大会(または推薦)を行い、県連理事長は、直ちにその結果を九州支部あてに報告する。

- (1) 各県大会から九州合唱コンクールに出場する団体を推薦する場合は次のとおりとする。
 - ① 県大会の出場が5団体以内の場合は、全てを対象とする。
 - ② 県大会の出場が6団体以上の場合も、推薦にあたいする内容であれば推薦する。

5 支部代表

(支部大会から全国大会への推薦方法および推薦団体数)

第16条 支部大会からの全国大会への推薦方法および推薦団体数は以下のとおりとする。

- (1) 支部長は、決められた期日までに支部内の県数を上限として推薦することとする。
- (2) 支部大会の審査結果により団体を推薦する。

6 審査と表彰・規定違反・出演経費

(審査と表彰)

第17条 全出演団体の全合唱団に対して、金、銀、銅賞いずれかの賞を贈る。
なお、この他に特別賞を贈ることがある。

(規定違反の取り扱い)

第18条 開催規程に違反したときは、出演を停止または入賞を取り消すことができる。

(出演経費)

第19条 出演団体の大会参加費等は次のとおりとする。

- (1) 参加費は有料とし、その金額は全日本合唱連盟九州支部理事会で決定する。
- (2) 参加費は申し込みと同時に納入するものとし、一旦納入した参加費は原則として払い戻さない。
- (3) やむを得ない事情で九州大会が開催できなくなった場合、それまでに発生した費用を差し引いた金額を返金する。
- (4) その他参加に要する旅費、宿泊費などは、出演団体の負担とする。また、各団体の演奏にかかる著作権使用料は出演団体の負担とする。

(申込み)

第20条 申込みは次のとおりとする。

- (1) 参加希望団体は、県大会出場の際に申込書に所定事項を記入の上、参加費を添えて県連事務局へ申し込むこと。なお、コンクール開催規定と参加申込書は各県連事務局あてに九州支部より郵送する。
- (2) 県連事務局は、県大会終了後にコンクール出演団体申込書、県大会報告書をまとめて九州支部・開催県連事務局まで郵送すること。
- (3) 県連理事長は県大会終了後、直ちに九州支部事務局宛に九州合唱コンクール出演団体及びその出演を通知すること。

附則

1 この規定は、平成21年 5月17日から施行する。

一部変更 平成22年 5月 1日改正 特別賞（自治体教育委員会賞）の設定

一部変更 平成23年 4月 1日改正 特別賞（朝日新聞社大賞・審査員賞）の設定

一部変更 平成27年 4月 1日改正 参加料の変更

一部変更 平成31年 2月 10日改正 伴奏楽器の明記、必要経費と参加料の明記、審査・表彰の明記、文言整備

一部変更 平成31年 4月 1日改正 全日本合唱コンクール全国大会小学校部門開催に伴う変更（演奏時間）

一部変更 2020年 2月 9日改正 出演経費の文言整理

一部変更 2023年 2月 19日改正 出演資格の文言整理

一部変更 2025年 2月 11日改正 出演資格・演奏曲の変更・文言整理